

### 第3章 し尿処理事業

当市では、環境センター（し尿処理場）において、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている。今後は、下水道事業の普及率が高くなるにつれ、し尿汚泥及び浄化槽汚泥が少なくなると思われる。

#### (1) し尿処理事業

##### ① し尿処理施設の概要

- (ア) 施設の名称 北茨城市環境センター
- (イ) 施設の所在地 北茨城市中郷町足洗 911-3
- (ウ) 敷地面積 12,540.3 m<sup>2</sup>
- (エ) 処理方式 低希釈二段活性汚泥法＋高度処理
- (オ) 処理能力 100 kℓ/日

##### ② 年度別のし尿等処理実績

表 3-1 年度別のし尿処理量等

(単位：kℓ)

年度	区分	総処理量	処 理 量	
			一般くみ取りし尿	浄化槽汚泥
平成 17 年度		33,696.7	17,730.1	15,966.6
平成 18 年度		34,534.4	17,613.6	16,920.8
平成 19 年度		33,958.6	17,354.4	16,604.2
平成 20 年度		32,872.3	15,893.1	16,979.2
平成 21 年度		33,093.4	16,340.8	16,752.6

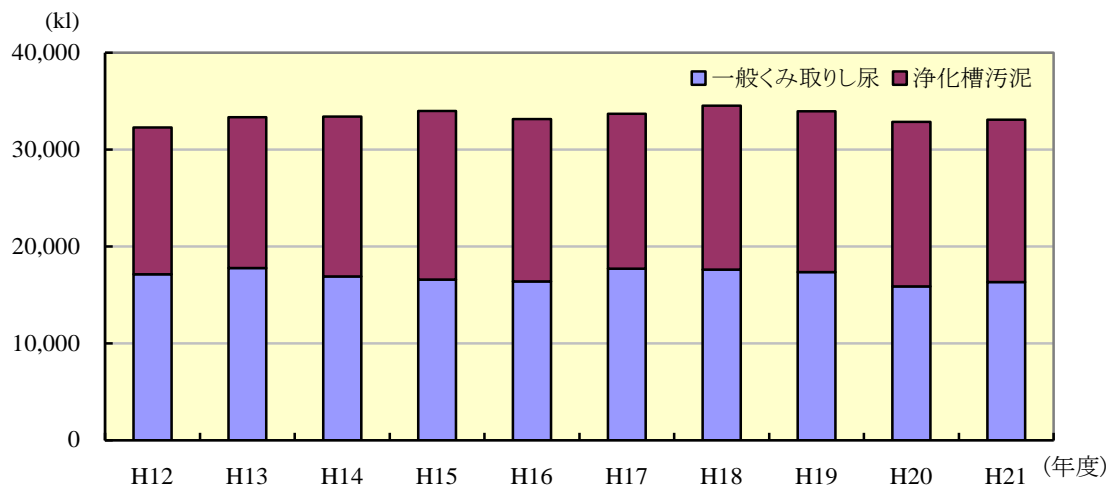


図3-1 年度別の処理実績

(2) 浄化槽設置費等補助事業

公共用水域の水質汚濁を防止するため、主として居住を目的とした住宅に付随する浄化槽を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助している。

また、平成 20 年度より、浄化槽を設置する際に既存の単独処理浄化槽を撤去する場合は、その撤去に要する経費の一部を補助している。

① 浄化槽設置の補助基数

平成 21 年度は、5～10 人槽までの浄化槽 121 基を補助している。

表 3-2-1 年度別の浄化槽設置の補助基数

年度区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
5人槽	24	79	89	99	43	73	43	59	87	75	79
6～7人槽	70	44	61	46	27	52	36	40	30	36	36
8～10人槽	16	11	5	2	3	3	1	1	3	4	6
11～20人槽	0	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0
21～30人槽	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
31～50人槽	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	113	138	157	149	74	130	83	100	120	115	121

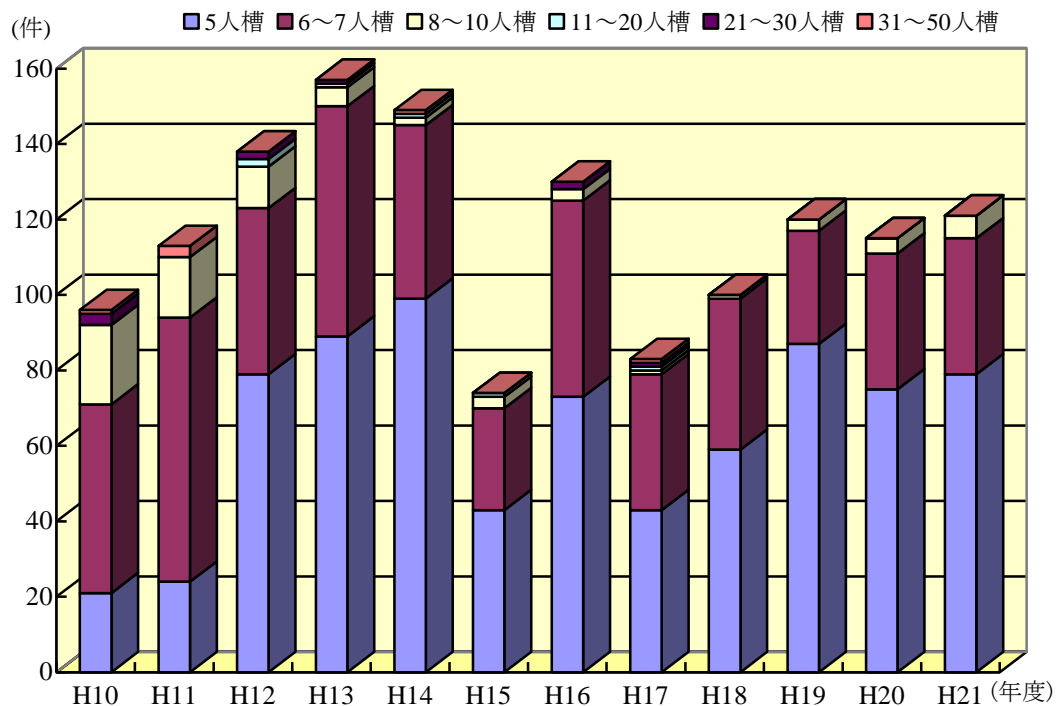


図3-2-1 年度別の浄化槽の補助件数

② 単独浄化槽撤去の補助基数

平成 21 年度は、単独処理浄化槽 5 基の撤去費の補助をしている。

表 3-2-2 年度別の単独浄化槽撤去の補助基数

	H20	H21	合 計
撤去件数	4	5	9

③ 補助に係る事業費

表 3-2-3 年度別の浄化槽設置等に係る補助事業費

(単位:千円)

年度		H17	H18	H19	H20	H21
区分	5 人槽	15,222	20,886	25,578	22,050	23,226
	6～7 人槽	14,796	16,440	10,260	12,312	12,312
	8～10 人槽	519	519	1,377	1,836	2,754
	11～20 人槽	981	0	0	0	0
	21～30 人槽	1,668	0	0	0	0
	31～50 人槽	2,238	0	0	0	0
撤 去		0	0	0	360	450
合 計		35,424	37,845	37,215	36,558	38,742

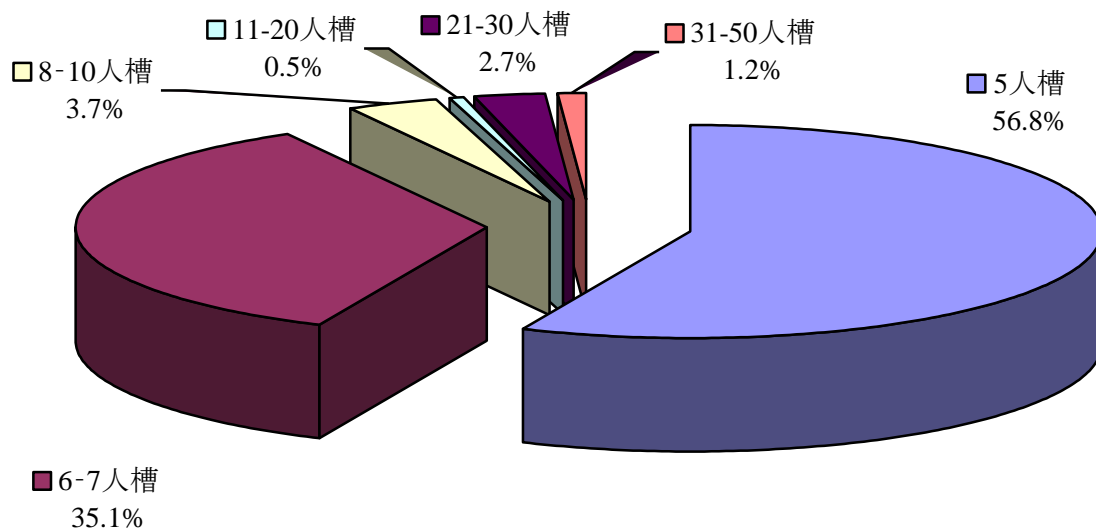


図3-2-2 浄化槽設置補助事業費の人槽別割合 (H17～H21年度合計)

◇ 平成 21 年度の補助事業の概要

(1) 補助金の額

①浄化槽の設置補助

浄化槽の区分	補助金の額
5 人槽	294,000 円
6～7 人槽	342,000 円
8～10 人槽	459,000 円

②単独浄化槽の撤去補助 90,000 円

※①,②とも、浄化槽の設置及び単独浄化槽の撤去に要する経費の額が補助金の額に満たない場合は、設置及び撤去に要する経費の額とする。

(2) 補助の対象地域

下水道事業認可区域及び下水道計画区域内で概ね7年以内に整備が見込まれる区域、漁業集落排水処理施設の処理区域、住宅団地に処理施設を有し雑排水を処理している区域、工業団地の区域を除く市内全域。